

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年9月24日(水)午後3時から午後3時45分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(25名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 椎名正和 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか2名

7 会議の概要

事務局 　ただ今から平成26年度9月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 　本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議 長 　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、1番鈴木正夫委員、2番菱木信治委員を指名
いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 　続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議案第1号、番号1番から2番までと4番から5番までは所有権移転に
関する件、3番は賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】

番号1番から5番について、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお

願います。

1 番 番号1番について、譲受人は長年申請地を耕作し、意欲的に営農をしてきており問題ないと思われま

10番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

ます。
番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

19番 番号4番、5番について、互いの農地を交換し経営の効率を図るもので、双方とも意欲的に営農をしており問題ないと思われま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めま

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案には、伊藤幸夫委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に1番について、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の番号1番の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番は、田930㎡を埋め立て、畑にする計画です。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

2番 　番号1番について、申請地を埋め立て、畑利用するもので、意欲的に営農をしており、周辺農地への日照、排水等の影響もないと思います。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　引き続き、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。伊藤幸夫委員は退席をお願いします。

（伊藤委員退席）

議 長 　伊藤幸夫委員が退席されましたので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号2番について事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 　それでは、議案第2号、番号2番の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号2番を議案書を基に朗読】

番号2番は、現況雑種地1000㎡に子豚育成舎及び養豚用機材格納庫として利用されています。始末書が提出されています。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

4番 　番号2番について、申請地は20年前に購入していましたが、近年豚のサーコウイルス感染症が隣接豚舎で発生し急きよ子豚を分離する必要から建設してしまったものです。始末書も提出されており、また周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議長 　議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号2番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 　御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号2番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 　伊藤幸夫委員が着席されましたので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案には、熱田幸子委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に6番について、審議、採決します。熱田委員は退席をお願いします。

議 長 熱田幸子委員が退席されましたので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号6番について事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号、番号6番の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号6番を議案書を基に朗読】

番号6番は、現況雑種地計510㎡に豚舎及び堆肥舎用地として利用されてきました。始末書が提出されています。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

21番 番号6番について、申請地は堆肥置き場として利用されていましたが、農地であったことが判明したので、現時点では堆肥置き場は撤去されています。今後も豚舎、堆肥舎として利用したいとのことです。始末書も提出されており、また周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号6番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号6番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

(熱田幸子委員着席)

議 長 熱田幸子委員が着席されましたので、引き続き議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。番号6番を除き事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から5番までと番号7番を議案書を基に朗読】

番号1番と2番は、譲受人は同一人です。専用住宅用地として現況畑計310.29㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、専用住宅用地及び車庫用地として畑404㎡を祖父より借り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、太陽光発電施設用地として畑計408.52㎡に計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番は、仮設事務所、資材置き場及び駐車場用地として一時転用するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番は、駐車場用地として現況畑計1181㎡を借り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番と2番について、申請者は現在集合住宅に住んでいますが、結婚を契機に現況畑計310.29㎡に専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

16番 番号3番について、申請者は現在祖父・両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため現況畑404㎡に専用住宅及び車庫を計画するもので、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

11番 番号4番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

10番 番号5番について、当該地区で実施している土地改良事業に伴い受注した工事業者の仮設事務所、資材置き場及び駐車場用地を計画するものです。

一時転用であり周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

19番 番号7番について、申請人が経営している会社の駐車場として計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号6番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号6番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番については、畑1筆を賃借したいとのことです。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に3番伊能正啓委員、19番伊藤秀雄委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に3番伊能正啓委員、19番伊藤秀雄委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成26年9月24日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。